

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
A. 資源の保証			
1. 森林地域あるいは経営単位の法的な設定	1.1+ 土地利用計画の作成 1.2+ 永久林地の識別 1.3+ 永久林地の告示 1.4+ 外部との境界の伐除等* 1.5+ 外部境界の保守 1.6+ 永久林地から削除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用図 縮尺 1:250,000 ・ 永久林地、州有林地、人工林、農地（作物）、国立公園及び野性鳥獣保存地等の詳細図 ・ 図面は1年毎に更新 ・ 森林資源図 縮尺 1:100,000 ・ 予定ないし公示された永久林地、林相、州有林地及び永久林地の機能類型（11類型）の詳細図 ・ 図面は1年毎に更新 ・ 図面 1:250,000 ・ 官報告示された永久林地と予定された面積の詳細図 ・ 図面は1年間に更新 ・ 境界幅 2m ・ 10m 間隔の境界木に赤ペンキで3本の帯を入れる。 ・ 永久保存林標示板を800m 間隔に立てる。 5年に1回保守点検 ・ 削除の通知 	土地生産力分類、1964年 全国林業法、1984年（1993年改正）第10節（・） 官報 a. 資料は末尾に一括掲上 b. FMUの森林経営計画 a. 末尾参照 b. 保守記録 a. 全国林業法 1984年（1993年改正）第11節、同13節

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
	1.7+ 削除された永久林地の補充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除の方法 ・ 官報告示 	<ul style="list-style-type: none"> b. 官報 a. 同上法第7節
	1.8+ 永久林地内に造成される人工林面積の識別**	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官報での処理方法 ・ 図面 縮尺1:50,000 	<ul style="list-style-type: none"> b. 同上 FMUの森林経営計画
	1.9+ 永久林地外に造成される人工林面積の識別**	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永久林地内植栽面積及び植栽計画の詳細図 ・ 図面は1年毎に更新 ・ 図面 縮尺1:50,000 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用図
	1.10+ 永久林地内で非木材林産物用の人工林予定地の識別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永久林地外植栽面積及び植栽計画の詳細図 ・ 図面は1年毎に更新 ・ 図面 縮尺1:50,000 	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	1.11+ 永久林地外で非木材林産物用の人工林予定地の識別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永久林地内植栽面積及び植栽計画の詳細図 ・ 図面 縮尺1:50,000 	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	<ul style="list-style-type: none"> * 境界の下刈、境界木を選んで印付、掲示板の固定 ** 木材生産のみ + これらの活動は国の段階でも行われる。以下同じ。 <p>これらの活動は、森林経営区の段階でも同様に行われる。以下同じ</p>		
2. 経営計画	2.1+ 森林経営計画の策定	全国林業政策に応じた森林経営計画	全国林業法、1984年（1993年改正）、第4節

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
3. 現地の境界を明瞭に確定	2.2+ 森林経営計画の実施	持続可能な森林経営の原則に応じた森林経営計画	同上法1978年（1992年改正）
	2.3+ 森林経営計画の監視	現地検査報告	森林開発プロジェクトに関する実績季報（財政的及び設備業績）
	3.1+ 外部との境界の伐開等	・ 境界木の幅 2m ・ 10m 間隔の境界木に赤ペンキで3本の帯を入れる。 ・ 永久保存林標示板を800m 間隔に立てる。	a. 末尾参照 b. FMUの森林経営計画
4. 盗伐と侵入の有無	3.2+ 外部との境界の保守	5年毎に保守点検	a. FMUの森林経営計画 b. 保守記録
	4.1 盗伐と侵入地の識別	・ 図面 縮尺1:50,000 ・ 不法採取地及び侵入地の詳細図 ・ 不法採取及び侵入報告 ・ 図面は半年毎に更新 現地検査報告	不法伐出記録
5. 回帰年の長さ	4.2 盗伐と侵入地の監視		
	5.1+ 回帰年の長さの決定： ・ フタバガキ林 ・ 泥炭湿地林 ・ マングローブ林	・ 30-55年 ・ 40-60年 ・ 20-30年	FMUの森林経営計画 a. 同上 b.
6. 伐採権の契約期間	5.1+ 最適な伐採権の決定： ・ フタバガキ林 ・ 泥炭湿地林 ・ マングローブ林	・ 30-55年 ・ 40-60年 ・ 20-30年	優れた業績の場合は延長される
	7.1+ 永久林地内の保安林と生産林の面積	・ 図面 縮尺1:50,000	a. 全国林業法、1984年（1993年改正）、第10節

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
8. 永久林地の木材生産可能な面積	7.2+ 同上の割当** * 林地利用区分中に実行し、非木材林産物の価値を考慮に入れること。 ** 森林経営計画において確定 8.1+ 永久林地の木材生産可能な面積の確定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林地と木材生産林地の境界の確定 ・ 林班界と機能類型（11類型） ・ 図面は1年毎に更新 ・ 同上 ・ 同上 ・ 同上 ・ 官報告示された永久林地と予定された面積の詳細図 ・ 図面は1年間に更新 道路の少ないところと道路用地、河川と緩衝帯、保護地、試験プロット、	b. FMUの森林経営計画 a. 同上 b. 同上
B. 木材生産の継続性 9. 明白で正式な収穫規則	9.1+ 適切な収穫規則の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ フタバガキ林 ・ 泥炭湿地林 ・ マングローブ林 ・ 人工林 	保全地等の全森林面積 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回帰年 55年 ・ 伐採限界はすべての立ち木が胸高直径45cm 若くはそれ以上 ・ 回帰年 30年 ・ 伐採限界は非フタバガキ種では胸高直径45cm 若くはそれ以上 ・ 同じくフタバガキ種では50cm 若くはそれ以上 	末尾参照 同上

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
		<ul style="list-style-type: none"> ・フカガキ種と非フカガキ種について規定された伐採限界の差は少なくとも5cm ・保存林分は、健全な経済林木ha当たり32本とし、その胸高直径は30cm若くはそれ以上 ・保存林分におけるフカガキ種の割合は、原林分（胸高直径30cmないしそれ以上の林木）の割合に等しいかそれ以上 <p>泥炭湿地林</p> <p>回帰年 40-60年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採限界は非フカガキ種では胸高直径45cm 若くはそれ以上 ・同じくフカガキ種では50cm若くはそれ以上 ・フカガキ種と非フカガキ種について規定された伐採限界の差は少なくとも5cm ・保存林分は、健全な経済林ha当たり32本とし、胸高直径30cmないしそれ以上 	

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
	9.2+ 収穫規整の実施： <ul style="list-style-type: none"> ・フタバガキ林 ・泥炭湿地林 ・マングローブ林 ・人工林 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存林分におけるフタバガキ種の割合は原林分（胸高直径30cmないしそれ以上の林木）の割合に等しいかそれ以上 マングローブ林 <ul style="list-style-type: none"> 皆伐とし、輪伐期20-30年 人工林 <ul style="list-style-type: none"> 植栽木は皆伐（ただし緩衝帯を除く） フタバガキ林 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての伐採木について印付け、付け札、図示 ・伐倒方向の印付け ・環境保護のため前記伐採限界ないしそれ以上を上回る林木の印付け ・母樹の印付けと図示 ・川岸保護の緩衝帯の印付け 泥炭湿地林 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての伐採木に印付け、付け札、図示 ・伐倒方向の印付け ・環境保護のため前記伐採限界ないしそれ以上を上回る林木の印付け ・母樹の印付けと図示 	<ul style="list-style-type: none"> a. 末尾参照 - e. f. マレーシア半島、丘陵林における伐出指針 g. 末尾参照

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
	<p>9.3+ 収穫規整実施に関する監視</p> <p>9.4+ 人工林の収穫</p> <p>9.5+ 収穫された人工林の補植</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川岸保護の緩衝帯の印付け マングローブ林 ・ 全木皆伐（Rhiyophora種を含めて） ・ 緩衝帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 川堤に幅 3-5m ・ 海面に向かって幅 50-200m 人工林 皆伐（ただし緩衝帯を除く） 現地検査報告 ・ 植栽本数は、短伐期樹種について少なくとも900本/ha、長伐期樹種については300本/ha ・ パルプ材、パルプ製品用については10年以下 ・ 一般利用材については10-20年 ・ 高品質材については20年以上 ・ 植栽の記録 ・ 植伐計画 ・ 森林保護計画（火災、病虫害等） 	<ul style="list-style-type: none"> a. 末尾参照 b. c. 林木位置図 <p>FMUの森林経営計画 同上</p>

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
10. 長期的土壌生産力	10.1+ 森林収穫後土壌流出が起 こる面積の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の土壌流出は、地曳 集材を用いて30%以下に ・ 十分に規整された森林の年平均経済的成長量 <ul style="list-style-type: none"> ・ フタバガキ林 1.5- 2.5・ /ha 年 ・ 泥炭湿地林 0.8-1.0・ /ha 年 ・ マングローブ林 5-8・ /ha 年 ・ 人工林 5-20・ /ha 年 	末尾参照
11. 伐採前森林資源調査	11.1+ 伐採前森林資源調査の策 定	適切な伐採限界を規定す るために統計的に正しく かつコストパフォーマンスの良いサ プリング計画を行う。	
	11.2+ 伐採前森林資源調査の実 施 <ul style="list-style-type: none"> ・ フタバガキ林 ・ 泥炭湿地林 ・ マングローブ林 	フタバガキ林と泥炭湿地林 本来のプロットと共に系統 だったインプロット（20m× 50m）を設定し、抽出率を 10%とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採1-2年前に行われる 施業 ・ 林相図 縮尺1:5,000 ・ 林分 - 蓄積表 マングローブ林 半径5mの系統だった円形 ラインプロットを設定し、抽出 率を2%とする。	
	11.3+ 伐採前森林資源調査の監 視	現地検査報告	

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
12. ha当たり収穫される本数、材積	12.1+ 永久林地内生産林の年許容伐採量（AACs） ・フタバガキ林 ・泥炭湿地林 ・マングローブ林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年の伐採面積回帰年で除したもの（ha/年） ・ 毎年の伐採材積 = 平均年経済的成長量以下、若くは等しい材積（・/ha/年） 	定期報告 No.7 FMUの森林経営計画
	12.2+ AACsの実行に関する監視	伐出面積及び伐採材積に関する季報（年4回）	
	12.3+ 規定されたAACsに基づく永久林地内の木材生産林における木材生産水準の予測	フタバガキ林 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回帰年 55年、77・/ha（正味） ・ 回帰年 30年、61・/ha（正味） 泥炭湿地林 回帰年 40-60年、40-50・/ha（正味） マングローブ林 回帰年 20-30年、120-190・/ha（正味）	
	12.4+ 資源の完全利用の原則に基づく林種転換地における木材生産水準の予測*	平均生産量 30・/ha（正味）で皆伐	
	12.5+ 人工林の木材生産水準の予測	Acacia mangium の主伐（皆伐）、平均生産量 180・/ha（正味）	

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
17. 非木材生産用人工林の造成	17.1+ 永久林地内での人工林造成 17.2+ 永久林地外での人工林造成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16.1の・に同じ ・ 16.1の・に同じ ・ 16.1の・に同じ ・ 植栽の記録 ・ 収穫・植栽計画 ・ 森林保護計画（火災、病虫害等） ・ 17.1の・に同じ ・ 17.1の・に同じ ・ 17.1の・に同じ 	b. 民間部門によって作成された人工林開発・経営計画 FMUの森林経営計画 民間部門によって作成された人工林開発・経営計画
C. 動植物相及びその他森林資源の転換 18. 経営区の伐採権設定で生態系の保護	18.1+ 国立 / 州立公園、野鳥鳥獣保護地、水産資源保護地 / 公園及び原生ジャングル保存地（V JRs）*の区域の識別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面 縮尺1:50,000 ・ 国立 / 州立公園、野鳥鳥獣保護地、水産資源保護地 / 公園及びジャングル保存地の描写 ・ ジャングル保存地の規模は少なくとも150ha（1987年）とし、20m 幅の緩衝帯を設置 ・ 図面は1年毎に更新 	末尾参照

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
19. 伐出後の植生の攪乱程度	18.2+ 同上の割当 / 公示	・ 同上	a. 同上
	18.3+ 外部との境界の伐開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 境界幅 2m ・ 境界木を10m 間隔に配置し、赤いテープにて3本の帯を巻く ・ 永久保存林の掲示板を800m 間隔に設置 	<ul style="list-style-type: none"> a. 官報 a. 末尾参照 b. FMUの森林経営計画
	18.4+ 外部との境界の保守	5年毎に保守点検	
	* 生物移動帯の考え方を含め、それらがその林相を良く表わしているかどうかと面積を重視して。		
	伐採後森林資源調査の策定	伐採後の状態を評価するための統計的に正しく、コストパフォーマンスの良いサンプリング計画	
	19.1+		
	19.2+ 伐採後森林資源調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ フタバガキ林 ・ 泥炭湿地林 ・ マングローブ林 	フタバガキ林及び泥炭湿地林 本来のプロットと共に統計的ラインプロットの設置（20m×50m）、抽出率は10% <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採2-5年前に行われる施業 ・ 林相図 縮尺1:5,000 ・ 林分 - 蓄積表 マングローブ林 天然更新について100%調査
	19.3+ 伐採後森林資源調査の監視	現地検査報告	
19.4+ 育林作業 / 伐採後の復旧作業の実行	フタバガキ林	<ul style="list-style-type: none"> a. 末尾参照 b. 	

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
	<ul style="list-style-type: none"> ・フタバガキ林 ・泥炭湿地林 ・マングローブ林 ・人工林 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GCL（環状剥皮とつる切り） <ul style="list-style-type: none"> a 林班界、要保育小班、等高線、初期状態、作業期日等の詳細図 縮尺 1:5,000 b つる切り c 直径2cm以上のつる性植物にはつる切り後、切り口に薬剤を塗付 d 更新樹種（RS）と競合関係にある低木性のヤシの除伐 e RSと競合関係にあるRSの不良木及び非RSの環状剥皮 f 伐採後3-5年行う施業 ・ CL（つる切り） <ul style="list-style-type: none"> a ・のa に同じ b ・のb に同じ c ・のc に同じ d ・のf に同じ ・ 樹下植栽 <ul style="list-style-type: none"> a 林班界、要保育小班、等高線、植栽方向、植栽期日等の詳細図 縮尺 1:5,000 b ・のf に同じ c 当初の植栽本数300本/ha ・ T1/T2（取扱方法1/2） 	<ul style="list-style-type: none"> c. FMUの森林経営計画 a. 樹下植栽ハンドブック b. 末尾参照

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
		<ul style="list-style-type: none"> a ・ のa に同じ b ・ のb に同じ c ・ のc に同じ d ・ のe に同じ e 伐採後8-10年及び20年 に行う施業 マングローブ林 <ul style="list-style-type: none"> ・ 天然更新の適地 ・ Acrostichum種の除伐と薬剤塗付 ・ 樹下植栽（天然更新付適地） <ul style="list-style-type: none"> ・ Rhizophora apiculata : 1.2m × 1.2m ・ Rhizophora mucronata : 1.8m × 1.8m ・ 緩衝帯 川堤に幅3-5m、海面に向かって50-200m 人工林 <ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽本数は、短伐期樹種について少なくとも900本/ha、長伐期樹種については300本/ha ・ パルプ材、パルプ製品用については10年以下 ・ 一般利用材については10-20年 ・ 高品質材については20年以上 ・ 植栽の記録 	<p data-bbox="1493 524 1755 553">FMUの森林経営計画</p> <p data-bbox="1493 1003 1755 1032">FMUの森林経営計画</p>

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 植伐計画 ・ 森林保護計画（火災、病虫害等） 	
D. 環境的影響の許容水準 20. 土壌攪乱の程度	20.1+ 生産林における土木工事、流域保護及びその他環境管理に関する規定の策定 20.2+ 策定された管理規定の実施	当該地の輸送能力に悪影響を及ぼさない林道規格 <ul style="list-style-type: none"> ・ 永久道路、軌道、運材路の詳細図（1:5,000） ・ 路網密度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 永久道路は40m/ha程度 ・ 軌道と運材路は300m/ha程度 ・ 道路勾配（永久道路）は20%ないしそれ以下 <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜長さは200mないしそれ以下 ・ 横断面 <ul style="list-style-type: none"> ・ 永久道路の林冠疎開は20m程度 ・ 道路用地 12m程度 ・ 道路幅 8m ・ 舗装材 - 林床のまま ・ 道路うわ反り - 1:20（スレト） ・ 排水方式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝（土）：0.6m × 0.2m（最小） 	末尾参照

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
21. 環境評価手順の利用度		<ul style="list-style-type: none"> ・暗渠（コクリト / 丸太）：直径90m、侵食面沿い、侵食面に直角等 橋梁：幅員3.5m（最小） ・法（植栽 / 芝） ・切土：1:1（最大） ・盛土：1:1.5 ・土工 <ul style="list-style-type: none"> ・残土：所定の場所に処分 ・沈積土押さえ：侵食の怖れのあるところ ・雨天候 <ul style="list-style-type: none"> ・湿潤道 交通禁止 ・集材作業はすべて予定される運材路に限定 	
	21.1+ 経営規定の実施（特に林道規定）に関する監視 森林収穫作業への環境評価指針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・保全用として少なくとも面積の5%を保存 ・川岸保護林の伐出禁止 ・尾根の道路勾配は20%ないしそれ以下 	天然林の森林収穫に関するEIA指針
	21.2+ 環境影響評価（EIA）方式の策定：環境基準法（1974年制定、1985年改正）に基づき収穫前に報告 21.3+ EIA報告で勧告された環境措置の実施	500ha以上に及ぶ伐出についてのEIA報告 現地規定されている緩和手段の実施	a. 環境基準法、1974（1983年改正） b. EIA報告 EIA報告

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
22. 川岸及び流域保護地の範囲と場所的分布 23. 土壌侵食の程度と厳しさ 24. 水系保護への規定	21.4+ 環境措置の実施に関する監視 22.1 川岸と流域、岩石露出地、石灰岩形成地等の確定と図示 23.1 普遍的土壌損失方程式（Wishmeire）の林業適用 24.1 水系保護に関する規定の策定 24.2 水系保護に関する規定の実施 24.3 水系保護に関する規定の監視	現地検査報告 ・ 図面 縮尺1:50,000 ・ 川岸保存林、流域保護地、岩石露出地、石灰岩形成地の詳細図 ・ 図面は1年毎に更新 ・ 土壌流出抵抗水準（ト/ha/年） ・ 土壌流出は破壊されていない状態の下での自然の割合と比較して、回帰年の間に係数2を超えないこと 水質に悪影響を及ぼさないよう水系保護の用意 ・ pH値、浮遊固形物及び生物学的酸素要求量（BOD）の受容水準 ・ 水質変数は破壊されていない状態の下での自然の水準と比較して回帰年の間に係数2を超えないこと ・ 測定は伐採後1年と5年目に伐採地内で行う 現地検査報告	定期報告
E. 社会・経済的利益			

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO	FDPM		
基準 / 指標	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
25. 雇用される人数	25.1+ 林業部門の伐出、加工、市場販売、経営及び行政における直接雇用に関する報告	伐出及び木材加工部門における直接雇用に関する季報（年4回）	定期報告 No.4、5、7、8
	26.1+ 州政府への林業収入の寄与に関する報告	月次収入報告	取引収支記録書
	26.2 森林レク地の識別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面 縮尺1:10,000 ・ 森林レクリエーション地の保健休養機能と設備の詳細図 	
	26.3 森林レク地の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面は1年毎に更新 ・ 図面 縮尺1:50,000 ・ 造成された森林レクリエーション地の詳細図 	
	26.4 森林レク地の管理	測定可能地での訪問者数及び利用料徴収収入	訪問者帳
	26.5 森林果樹植栽予定地の識別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面 縮尺1:50,000 ・ 植栽地及び植栽樹種の詳細図 	
	26.6 植栽予定地への植栽と管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面は半年毎に更新 ・ 樹種別植栽本数と面積 ・ 植栽記録 ・ 利用料徴収収入 	
27. 森林経営の支出予算	27.1+ 森林経営への連邦予算の割当*	承認された年間連邦予算	年次予算交付令
	27.2+ 森林経営への州予算の割当*		

持続可能な森林経営の活動（84件） その実施状況を評定する経営仕組 森林経営区（州の段階）

ITTO 基準 / 指標	FDPM		
	活動	経営の仕組	資料 / 摘要
28. 森林行政への支出予算	27.3+ 森林開発基金（森林開発のために国の林業法の下で設置、1984年制定、1993年改正）からの資金の割当	承認された年間州予算	a. 全国林業法、1984年（1993年改正）、第56-60節 b. 資金交付帳
	27.4+ 与えられた割当支出の監視 * 森林開発予算を含む	月次支出報告	資金交付帳
	28.1+ 森林行政への連邦予算割当	承認された年間連邦予算	資金交付帳
	28.2+ 森林行政への州予算割当	承認された年間州予算	同上
	28.3+ 与えられた割当支出の監視	月次支出報告	同上
F. 実行に対する調整 29. 地域社会との協議	29.1+ 設置されている協議委員会を通じて、村、郡、州及び連邦段階で関係する地域社会との協議会を開催	・ 地区行動委員会の月例会	会議議事録
	29.2+ 永久林地の政府の公示、国立公園及び野生鳥獣保護地等を通じて市民に告知	・ 地区開発委員会の月例会 官報による通知	官報
30. 伝統的な森林利用を考慮した森林経営に関する取り決め	30.1+ 伝統的な森林利用に関する規定の策定	糞化石、泥炭、樹木、植物、生糸、繭、蜂蜜等の採取	全国林業法、1984年（1993年改正）、第41節